

健保ニュース

2023年11月7日

2023-09

「年収の壁・支援強化パッケージ」における 被扶養者認定の取扱いについて

健康保険では、年間収入が130万円未満（60歳未満の場合）であることが被扶養者認定の条件になっておりますが、今般、厚生労働省から一時的に130万円を超えた場合の特例措置が示されましたので、当健保組合の対応をご案内いたします。

◆対象となる被扶養者

パート・アルバイト等、被雇用者である方（自営業・フリーランスは対象外です）

◆対象となる収入増加の理由

被扶養者の勤め先が人手不足等の事情により労働時間を増やすよう依頼した結果、一時的に収入が増加した場合に限られます。

※時給の増額や手当の増加等で収入が増える場合は対象外です。

※該当する方は勤め先の証明書を提出していただきます。

※証明書のほか、雇用契約書等の提出を求めることがあります。

◆130万円を超えた場合の認定基準

「一時的な収入増加」について具体的な上限額の定めはありません。

雇用契約書や給与明細書等、各個人毎に総合的に判定しますので、勤め先の証明書を提出すれば必ず認定される訳ではないという点にご留意ください。

◆適用年月日

令和5年10月20日以降に新たに受ける認定や状況調査から適用されます。

これ以前に遡っての適用はありません。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <http://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>